

令和8年

障害者総合支援法関係事業者説明会資料

(事故報告について)

令和8年3月30日

姫路市 障害福祉課



目次

- 1 事故報告について**
- 2 報告義務がある事故の範囲**
- 3 報告の判断基準や注意点**
- 4 事故報告書作成の注意点**
- 5 令和7年度の事故報告のまとめ**

1 事故報告について

障害福祉等サービスを提供する全ての事業所に事故報告の義務があります。

報告義務のある事業者

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設
指定相談支援事業者、指定地域生活支援サービス事業者
指定障害児相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者

報告先

次の市町に報告が必要です。

- ①**利用者の支給決定の実施主体の市町**
- ②**事業所・施設が所在する市町**

ホームページ

姫路市ホームページ「**事故等発生時の報告**」
<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000001528.html>

姫路市への事故報告方法

姫路市オンライン手続きポータルサイト「**事故報告書の提出受付**」
<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/016d4ba1-8dc3-48cb-ba65-19a07c8049ce/start>

提出書類

事故報告書（様式はホームページにあります）

2 報告義務がある事故の範囲

- (1) サービス提供中における利用者の**ケガ**又は**死亡事故**の発生
- (2) **食中毒**又は**感染症**等の発生
- (3) 職員（従事者）の**法令違反・不祥事**等の発生
- (4) **その他**、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の判断基準や注意点①

(1) サービス提供中における利用者のケガ又は死亡事故の発生

ケガによる事故の報告の判断基準

①事故の場所	事業所内での事故（送迎・通所中含む）
②事故の程度	外部の医療機関を受診した場合 （事故後に医療機関受診した場合も含む）
③事故の原因	原因を問わず、いずれの場合も報告要 （事業所の過失、利用者の過失、第三者行為等）

事故報告の注意点

報告のタイミング	事故が発生した場合、速やかに事故報告書を提出してください。 ※速やかに報告書を作成することができない場合については、電話で障害福祉課に連絡してください。
----------	---

3 報告の判断基準や注意点②

(1) サービス提供中における利用者のケガ又は死亡事故の発生

死亡事故の報告について	
①事故発生の報告を速やかに	死亡事故は、速報として、まず電話等で障害福祉課 (079-221-2454) に可能な限り速やかに報告してください。
②提出物	速やかに下記の記録を提出してください。 ①通常の事故報告書 ②事故に関連する詳細な記録（下記③にあるとおり）
③事故発生当日の状況の記録	誰が、いつ、どこで、何を、どのようにしていたのか、関係者に聞き取りを行い、可能な限り具体的な記録を作成してください。
④必要に応じて求める提出物	<ul style="list-style-type: none">・サービス提供記録・個別支援計画・体調・服薬管理簿等

3 報告の判断基準や注意点③

(2) 食中毒又は感染症等の発生

感染症とは	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類、2類、3類をさします。
1～3類以外の場合でも下記のように、利用者等に蔓延する恐れのある場合は報告が必要です。	
報告を要する可能性のあるケース	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ（5類）・ 新型コロナウイルス（5類）・ 感染性胃腸炎（ノロウイルス）・ 疥癬
報告を要するかの判断基準	まず、 <u>保健所へ連絡し、保健所への報告が必要と判断された場合には、下記の資料を障害福祉課に提出してください。</u>
提出資料	<ol style="list-style-type: none">① 事故報告書（怪我等の報告様式と同じ）② 保健所に提出した資料
報告のタイミング	保健所に報告後、障害福祉課へ報告すること。 (感染状況の推移、終結の報告は不要です。)

3 報告の判断基準や注意点④

(3) 職員（従事者）の 法令違反・不祥事等の発生	例：利用者からの 預り金の横領 など
(4) その他、報告が必要と 認められる事故の発生	例： 個人情報漏洩、利用者の行方不明 など

上記のような事故が判明した場合、**まずは電話**で障害福祉課（079-221-2454）に報告した上で、事故報告書を提出してください。

虐待の場合は、姫路市障害者虐待防止センターに報告してください。	
ホームページ	姫路市障害者虐待防止センター https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000000997.html
受付時間 電話番号	平日 午前9時00分から午後5時00分まで 電話番号 079-221-2432 平日夜間 午後5時00分から翌午前9時00分まで 土曜・日曜・祝日・年末年始 電話番号 080-8328-6295

4 事故報告書作成の注意点

姫路市ホームページ「事故等発生時の報告」（様式掲載）

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000001528.html>

障害福祉サービス事業者等 事故報告書（事業者→市町）
令和 年 月 日

当事業所・施設において、次のような事故が発生したので報告します。

1 事業所の概要	法人名	事業所（施設）名	管理番号
	事業所番号	所在地	電話番号 FAX番号
2 対象者	記載者種別氏名	氏名・年齢・性別	年齢： 性別：
	障害種別・障害支援区分	障害種別：（身体・知的・精神・聴覚・視覚・児童）	障害支援区分：区分（ ）・児童・非該当
3 事故の概要	受給者証番号	サービス提供日	年 月 日
	住所	電話番号	
4 事故発生時の対応	発生時等	【 <input type="checkbox"/> 介信中 <input type="checkbox"/> 食事中 <input type="checkbox"/> 入浴中 <input type="checkbox"/> 送迎中 <input type="checkbox"/> その他（ ）】	
	事故の種別	<input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 切傷・擦傷 <input type="checkbox"/> 異変・暴発 <input type="checkbox"/> やけど <input type="checkbox"/> その他の外傷 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 感染症等 <input type="checkbox"/> 器具の法令違反、不祥事 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	死亡に至った場合はその死亡年月日：平成 年 月 日
5 事故発生後の対応	事故の内容	①	
	対応の仕方	②	
6 再発防止に向けての今後の取り組み	治療した医療機関	③	
	治療の概要	④	

注）記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。
事故について、詳細な記録（介護・看護記録等）や図がある場合は、あわせて添付してください。

① 事故の内容 対処の仕方	状況が把握できるよう、具体的に（誰が、いつ、どこで、どうした、どのような状態であった等）記載してください。
② 治療の概要	<ul style="list-style-type: none"> 必ず治療期間がどの程度であるか記載してください。 治療期間が明らかに1か月を超える場合には、重大事故として姫路市から消費者庁及び兵庫県に報告します（姫路市に所在がある事業所に限る）。
③ 損害賠償等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 必ず損害賠償や治療費の負担（本人負担、事業所負担等）について、記載してください。 治療費の負担については、事業者側の過失の有無についても勘案し、不当に利用者に負担させることがないよう慎重に判断し、利用者本人及び家族に了承を得てください。
④ 再発防止に向けて	再発防止に向けての今後の取り組みは、十分な検証及び検討を行い、作成してください。

5 令和7年度の事故報告のまとめ

	計	骨折	打撲 捻挫	切傷	誤嚥 誤飲	誤薬	やけど	行方不明	自殺未遂	死亡	その他
施設入所支援	42	12	7	12	1					1	9
共同生活援助	27	5	2	2		1		1			16
生活介護	20	1	4	2	2		1	1			9
就労継続支援A型・B型	17		3	5			2				7
短期入所	4		2								2
重度訪問介護	2										2
就労移行支援	2		1								1
自立訓練（生活訓練）	2	1	1								
療養介護	1	1									
福祉ホーム	1	1									
宿泊型自立訓練	1									1	
地域活動支援センター	1		1								
放課後等デイサービス	14	2	2	5							5
児童発達支援	2										2
居宅訪問型児童発達支援	1	1									
計画相談支援・障害児相談支援	2										2
計	139	24	23	26	3	1	3	2	0	2	55

令和7年4月1日から令和8年2月28日までの集計

- ・ 姫路市の支給決定者で他市の事業所での事故を含む。
- ・ 他市の支給決定者で姫路市の事業所での事故を含む。